

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示
 平成十四年度後期技能検定の実施(五九五・労働政策課)

公告
 土地改良区の役員の退任の届出(北秋田総合農林事務所)
 秋田県地方労働委員会委員候補者の推薦(労働政策課)
 教育委員会告示
 教育委員会会議の開催(一一)

告 示

秋田県告示第三百九十五号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十四年度後期技能検定(特級、一級、二級、三級及び単一等級)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)以下「令」という。(第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。)

平成十四年九月三日

秋田県知事 寺田典城

一 等級別実施職種(作業)

(一) 特級について実施する職種

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(二) 一級及び二級について実施する職種(作業)

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鉄工(構造物現図作業)、工場板金

(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造

作業及び集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、鉄道車両製造・整備(鉄道車両点検・調整作業)、時計修理(時計修理作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空調調和機器施工(冷凍空調調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服型紙製作作業及び紳士既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、フラインセラムックス製品製造(フラインセラムックス製品製造作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、みそ製造(みそ製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、テクニカルイラストレーション(立体図作成作業及び立体図仕上げ作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び舞台機構調整(音響機構調整作業)

(組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び舞台機構調整(音響機構調整作業)

三級で実施する職種(作業)

機械検査(機械検査作業)及び配管(建築配管作業)

単一等級で実施する職種(作業)

枠組壁建築(枠組壁工事作業)、樹脂接着剤注入施工(エポキシ樹脂注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

試験の期日及び場所

(一) 実技試験

(1) 期日

平成十四年十一月二十九日(金)から平成十五年二月二十三日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

平成十四年十一月二十九日(金)から平成十五年二月二十三日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

平成十四年十一月二十九日(金)から平成十五年二月二十三日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

平成十四年十一月二十九日(金)から平成十五年二月二十三日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

平成十四年十一月二十九日(金)から平成十五年二月二十三日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

<p>期 日</p>	<p>等級及び職種(作業)</p>	<p>平成十五年 二月二日(日)</p>	<p>ア 一級及び二級 機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業及び婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服型紙製作作業及び紳士既製服縫製作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)及び金属材料試験(組織試験作業)</p> <p>イ 三級 機械検査(機械検査作業)及び配管(建築配管作業)</p>
<p>平成十五年 二月五日(水)</p>	<p>一級及び二級 舞台機構調整(音響機構調整作業)</p>	<p>平成十五年 二月九日(日)</p>	<p>ア 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>イ 一級及び二級</p>

(2) 場所
秋田県職業能力開発協会から通知する。

(3) 問題の公表
実技試験の問題は、平成十四年十一月二十二日(金)に公表し、当該職種の実検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(二) 学科試験
(1) 期日

<p>(2) 場所</p>	<p>平成十五年 二月十六日(日)</p>	<p>ア 一級及び二級 機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、和裁(和服製作作業)、ファイナセラミックス製品製造(ファイナセラミックス製品製造作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、テクニカルイラストレーション(立体図作成作業及び立体図仕上げ作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)</p> <p>イ 単一等級 枠組壁建築(枠組壁工事作業)</p>	<p>ウ 単一等級 樹脂接着剤注入施工(エポキシ樹脂注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)</p> <p>さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鉄工(構造物現図作業)、工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、鉄道車両製造・整備(鉄道車両点検・調整作業)、時計修理(時計修理作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、みそ製造(みそ製造作業)、酒造(清酒製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)</p>
---------------	---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

秋田県職業能力開発協会から通知する。

四 受検資格

(一) 特級

令第六十四条の規定に該当する者

(二) 一級

令第六十四条の二の規定に該当する者

(三) 二級

令第六十四条の三の規定に該当する者

(四) 三級

令第六十四条の四の規定に該当する者

(五) 単一等級

令第六十四条の六の規定に該当する者

五 受検申請に必要な書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

六 受検申請書用紙の交付

(一) 期間

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十四年九月三日

(火) から同年十月十一日(金)まで

(二) 場所

秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会

七 受検申請書の受付

(一) 期間及び時間

県の休日を除き、平成十四年十月一日(火) から同年十月十一日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで

(二) 場所

秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会

八 受検手数料

(一) 場所

秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会

(二) 受検手数料

郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(一) 額
(1) 実技試験

等級及び検定職種	手数料	等級及び検定職種	手数料
特級 全職種	一五、七〇〇円		
一級、二級及び三級 さく井 工場板金 機械保全 半導体製品製造 鉄道車両製造・整備 空圧装置組立て 冷凍空気調和機器施工 工	一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円	鉄工 機械検査 電気機器組立て 自動販売機調整 時計修理 農業機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造	一五、七〇〇円 一三、〇〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一三、〇〇〇円 一五、七〇〇円
石材施工 パン製造 みそ製造 建築大工 配管 型枠施工 コンクリート圧送施工 工	一、五〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円	製品製造 菓子製造 酒造 かわらぶき 厨房設備施工 鉄筋施工 防水施工 カーテンウォール施工	一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円
ガラス施工 テクニカルイラストレーション 金属材料試験 舞台機構調整	一、五〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円 一五、七〇〇円	機械・プラント製図 電気製図 塗装	一、五〇〇円 一、五〇〇円 一五、七〇〇円
単一等級 枠組壁建築 バルコニー施工	一五、七〇〇円 一五、七〇〇円	樹脂接着剤注入施工	一五、七〇〇円

公 告

ただし、三級を受検する者であつて、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しており一年以内に修了が予定されているもの又は職業高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科の最終学年に属しているものの三級受検手数料は、次のとおりとする。

検定職種	手数料	検定職種	手数料
機械検査	八、七〇〇円	配管	一〇、五〇〇円

- (2) 学科試験 三、一〇〇円
- (二) 納付方法
- (2)X(1) 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。
- (3) 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかつた場合には、受検手数料は返還しない。
- 九 合格者の発表等
- (一) 技能検定合格者発表
- 平成十五年三月二十五日(火)に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
- (二) 一部合格者への通知
- 実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (三) 技能検定合格証書等の交付
- 特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。
- このほか、厚生労働大臣から、特級合格者には特級技能士章、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。
- 十 受検についての問い合わせ先
- 産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二二三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六二 三五一〇)

教育委員会告示

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、田代町土地改良区から次のとおり役員(の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月三日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

北秋田郡田代町岩瀬字街道脇四十九番地 古家 恒

第三十四期秋田県地方労働委員会委員は、平成十四年十一月三十日をもって任期満了となるので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の要領により秋田県地方労働委員会委員候補者の推薦を求める。

平成十四年九月三日

秋田県知事 寺田典城

一 推薦対象

第三十五期秋田県地方労働委員会の使用者委員及び労働者委員各五人

二 推薦資格

秋田県の区域内のみに組織を有する使用者団体及び労働組合

三 被推薦者となることができない者

(一) 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第四項において準用する同法第十九条の四第一項の規定に該当する者

(二) 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十九条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第六条その他の法令の規定により、地方労働委員会の委員との兼職を禁止されている者

四 推薦期間

平成十四年十月一日から同月三十一日まで

五 推薦方法

労働組合にあつては、推薦書に労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による証明書を添えて、産業経済労働部労働政策課へ提出すること。

六 その他

関係書類、手続その他不明な点は、産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二二三〇)へ問い合わせること。

			正 誤		<p>秋田県教育委員会告示第十一号 次のとおり教育委員会会議を開催する。 平成十四年九月三日</p> <p style="text-align: right;">秋田県教育委員会委員長 米田愛治</p> <p>一 日時 平成十四年九月五日 午前十時四十分 二 場所 教育委員室 三 案件</p> <p>(一) 秋田県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について他 二件 (二) その他</p>	
ページ	段	行	誤	正		
<p>平成十四年六月十四日(第千三百七十六号)掲載の秋田県公告(土地改良区の役員 の退任及び就任の届出) (原稿誤り)</p>			八	上	一	十三
			百二十六番地一	百二十六番地の一		

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600 FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄